

区分	想定質問	回答
第1条	マーケティング権とは、具体的にどのような権利か。	本大会、WAや本財団の名称やマーク、並びに、本大会、WAや本財団との関係等を、販売・プロモーション・宣伝広告・表明等に利用する権利です。
第2条	スポンサー、カテゴリーは随時変更・追加されるとあるが、契約締結後に追加されたものにも対応しなければならないのか。	新たなスポンサーが決定した場合には原則対応していただきます。但し、新たなスポンサーの決定前に既に手配・設置等がなされ、変更できない場合は除きます。
第2条	スポンサー、カテゴリーが変更・追加された更新日を基準に対応をしなければならないのか。すでに内部で発注手続きを行っている場合であっても、調達を中断し、再度スポンサーに発注しなければならないのか。	同上
第2条	スポンサー、カテゴリーが変更・追加された場合には、連絡がもらえないのか。受注者が毎日HPを確認しなければならないのか。	新たなスポンサーが決定した場合には、当財団HPでマーケティング権に関する特約条項「 <a href="#">スポンサー及びカテゴリーリスト</a> 」の更新をしますので第2条第1項に記載のとおりご確認ください。
第2条	「必要製品等」がカテゴリーに該当するか否かはどのように確認をすればよいのか。	<a href="#">「スポンサー及びカテゴリーリスト」</a> をご確認ください。確認後、スポンサーカテゴリーについてご不明な場合は、以下までお問い合わせください。 案件公表中) 指名後に設ける質問期間にお問い合わせください 履行期間中) 当財団発注担当部署
第2条	物品調達は別会社に発注をする予定だが、スポンサー企業の商品を取り扱っていない場合もある。その場合であっても、該当する必要製品等だけ個別にスポンサー企業と調整し、発注しなければならないのか。	スポンサーのカテゴリーに含まれる製品・サービスを調達・使用する場合は、第2条第2項に基づき対応をしてください。
第2条	スポンサーに連絡する場合、どこに問い合わせればよいのか。(窓口を教えてください。)	業務室 業務開発部 業務開発課 (rightsprotection@WATokyo25.com) にお問い合わせください。
第2条	契約カテゴリーに該当する必要製品等をスポンサー企業以外の第三者から調達する場合、何か根拠資料が必要となるのか。	第2条第2項に基づき適切に第三者からの調達を行ったことがわかる資料を確認させていただく場合があります。
第2条	仕様書に含まれている業務内容のうち、スポンサーの供給優先権に含まれる可能性があるものについて、具体的に示してほしい。	個別の案件に関わる問い合わせは、指名後に設ける質問期間にお問い合わせください。今後当財団HPで随時スポンサー及びカテゴリー商品リストを更新していきます。
第2条	例外的に、発注者と協議の上、第三者から調達することができるかとあるが、そのハードルはいかほどか。(個別調達になると、期間面・価格面でも不利になることが見込まれるが、具体的にはどの程度の差が生じた場合に、第三者でよいと判断いただけるのか。)	第2条第2項に規定される第三者から調達可能な条件について、受注者より詳細の状況を確認したうえで判断することになります。例外的な取り扱いについては、個別の事情に応じて判断することになります。
第2条	第三者から調達した必要製品等は、すべからずマスキングをしなければならないのか。例えば、内部の事務遂行に必要な物品等で、納品しないものについても対応が必要なのか。(委託者に引き渡さない必要製品等であれば、本規定は適用外ということでのよいのか。)	原則マスキングをしていただきます。但し、法律上表示しなければならないもの、本大会で使用しないもの、本大会で使用するものであっても、大会のTV放送に映り込んだり観客やメディアなどの外部の目に触れないもの等については確認の上適用外とする場合があります。